

議員提出議案第7号

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年9月27日

渋川市議会議長 望月昭治様

提出者 教育福祉常任委員会
委員長 山内崇仁

別紙

議員提出議案第7号

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

改正義務標準法が成立し、さらに群馬県では小中学校の35人以下学級が実現しました。今後、義務標準法改正による中学校3年生までの35人以下学級の導入が期待されます。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもたちの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年 月 日

渋川市議会議長 望 月 昭 治

衆議院議長 あて

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣